

20 建企第 629 号

平成 20 年 12 月 25 日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会
(社) 長崎県トンネル協会

様

長崎県土木部長



「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」の一部改正について

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領(平成 18 年 3 月 9 日付け 17 監第 572 号及び 17 会第 64 号)の一部を下記のとおり改正いたしましたので、通知いたします。

記

1. 改正の内容

別添「新旧対照表」のとおり。

2. 改正の理由

① 地域建設経営強化融資制度に関する改正

11 月 4 日より国による地域建設経営強化融資制度が創設され、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領により運用をおこなっているが、同要領においては「下請セーフティネット債務保証事業」、「売掛債権担保融資保証制度」、「その他の融資」、「地域建設経営強化融資制度」を債権譲渡の承諾の対象として運用している。

債権譲渡人は工事施工中においては「下請セーフティネット債務保証事業」と「地

域建設経営強化融資制度」のどちらかを選択できるようになっているが、同要領では発注者の承諾行為において混同しやすいため、地域建設経営強化融資制度を選択した場合の債権譲渡の運用を別に定めるものとする。

地域建設経営強化融資制度においては、債権譲受人が『建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行者とする。』とされており、財団法人建設業振興基金が民間事業者を『北保証サービス(株)』（北海道建設業信用保証株式会社 100%出資会社）『(株)建設経営サービス』（東日本建設業保証株式会社 100%出資会社）『(株)建設総合サービス』（西日本建設業保証株式会社 100%出資会社）に決定され、長崎県においても取扱う旨の意向があったため、地域建設経営強化融資制度の運用において債権譲受人として認めるものとする。

② 下請保護に関する改正

下請保護の観点により、下請人より請負代金の支払状況について発注者等へ相談・照会等があった場合において、債権譲受人が債権譲渡人に対し、融資を実行した資金が確実に下請等へ支払われたかの状況を確認するために、誓約書（様式6'）に『下請人等への支払の証拠書類を求められた時は協力いたします。』の一文を追加するものとする。

3. 適用開始日

平成 21 年 1 年 5 日以降に債権譲渡契約を締結するもの

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

改 正	現 行
第1条～第16条(略) 〔地域建設業経営強化融資制度に伴う債権譲渡〕 第17条 地域建設業経営強化融資制度(平成20年10月17日付国総審第197号国総建整第154号)における債権譲渡の承諾をする場合には、「地域建設業経営強化融資制度の運用について」において別に定めるものとする。	第1条～第16条(略) なし
付則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成19年11月12日から施行する。 この要領は、平成20年11月1日から施行する。 この要領は、平成21年1月5日から施行する。	付則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成19年11月12日から施行する。 この要領は、平成20年11月1日から施行する。

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

改	正	現	行
(様式 2-1-1 ~ 6) 略	(様式 6') 誓 約 書 年 月 日 債 務 者 (債権譲渡人) 貴組合から、今般、金 ・支払計画書のとおり、支払を行うことを誓約いたします。 求められた時は協力いたします。	(様式 2-1-1 ~ 6) 略	(様式 6') 誓 約 書 年 月 日 債 務 者 (債権譲渡人) 貴組合から、今般、金 ・支払計画書のとおり、支払を行うことを誓約いたします。 円也を借用するにあたり、別紙支払状況

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(様式7~8) 略		改		正		現		行	
(様式9) [地域建設業経営強化融資制度を利用の場合]									
工事履行報告書									
工 事 名	○○○○工事								
工 期	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
日 付	平成	年	月	日					
月 別	予 定 工 程	%	実 施 工 程	%	備 考				
平成○○年									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
平成○○年									
月									
月									
月									
月									
(記載欄)									

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。
 予定工程：当初契約時に提出の工程表に対応する予定工程

(様式7~8) 略
なし

工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

(目 的)

第1条 この要領は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を目的として、長崎県が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定により債権譲渡の承諾をする場合についての取扱を定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 前金払を受けていない工事又は前金払を受けている場合で出来高が既に支払った前払金額（中間前金払の支払を受けた工事にあつては、当該中間前払金額を加算した金額）以上である工事、若しくは契約書第31条第2項の規定に基づく検査（以下「工事完成検査」という。）に合格した工事
 - (2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事にあつては、次のア又はイに該当する工事
ア 債務負担行為に係る工事（以下「債務負担工事」という。）にあつては、前号の規定中「出来高」とあるの「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用する。ただし、2年度以降は各会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とする。
イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - (3) 履行保証を付したもののうち、長崎県が役務保証を必要としない工事
 - (4) 請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事
- 2 前項以外の工事にかかる債権譲渡は、原則として認めないものとする。ただし、契約担任者において真に必要と判断されるものについてはこの限りではない。

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 3 債権譲渡の承諾は1請負契約について1回とする。ただし、債務負担工事にあつては、各会計年度の出来高予定額について1回とする。

(債権譲渡人及び債権譲渡先)

第4条 債権の譲渡人は、長崎県と契約を締結した中小建設業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）等という資本金3億円以下又は従業員300人以下の事業者）若しくは中堅建設業者（事業協同組合等の組合員となることを認められた事業者）である元請企業（以下「債権譲渡人」という。）とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体（以下「JV」という。）は元請企業の範囲外とする。

2 工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業等を行う者
- (2) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第115条ただし書きの規定により知事が別に定

める銀行その他の金融機関等及び信用保証協会（以下「金融機関等」という。）。ただし、信用保証協会の事務手続は知事が別に定める銀行その他の取扱金融機関等が代理して行う。

（債権譲渡承諾の手続き）

第5条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は次に掲げる書類を契約担任者に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式1-1又は1-2） 1通

(2) 債権譲渡契約証書の写し（任意様式。調印済のもの） 1通

※ 工期途中における承諾申請の場合のみ必要

(3) 下請負人保護に関する特約条項（様式3-1又は3-2、調印済のもの） 1通

※ 前号の債権譲渡契約証書に第8条第1項第1号に定める措置が講じられていない場合のみ必要

(4) 保険会社又は保証会社の必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

※ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合のみ必要

(5) 下請負人等不存在確認書（様式4、債権譲渡人、債権譲受人の連名によるもの） 1通

※ 工事完成検査後における承諾申請であり、かつ下請負人が存在しない場合のみ必要

2 第4条第2項に定める債権譲受人のうち、別表に掲げる者以外の者に対する債権譲渡を行う場合にあっては、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、債権譲渡承諾申請を行う年度において、既に契約担任者に提出されているものがある場合は省略できるものとする。

(1) 発行日から3カ月以内の債権譲受人の印鑑証明書 1通

(2) 債権譲受人の法人登記簿の写し

(3) 債権譲受人が行っている事業に関する規約等

3 第1項の債権譲渡承諾依頼書等の提出は、次に掲げる期間または時期に行うことができる。

(1) 工期途中における債権譲渡承諾申請については、当該工事請負契約の履行期間末日（債務負担工事の最終年度以外の年度においては各会計年度の末日）の2週間前まで

(2) 工事完成検査合格後における債権譲渡承諾申請については、工事完成検査合格の時点以後

4 第1項の申請を行うときは、当該債権が譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないものでなければならない。

（債権譲渡の承諾）

第6条 債権譲渡の承諾は、前条第1項に基づく適正な債権譲渡承諾申請書等の提出を受けた後、契約担任者において第2条から第4条まで、前条第2項及び第3項の要件並びに次に掲げる事項について確認が得られたときに限り、確定日付を記載した債権譲渡承諾書（様式2-1又は2-2）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

この際、債権譲渡整理簿（昭和49年4月25日49監第187号「長崎県建設工事執行規則の施行について」様式第6号）に必要事項を記載し、保管するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書

① 本要領に定める様式を使用していること。

② J V案件の場合、J Vの名称、J Vの代表構成員及びその他の構成員全員の住所、氏名の記載があること。また、J Vの構成員に大企業が含まれていないこと。

③ 次の内容が契約書と一致していること。

○ 工事件名、工事場所、請負金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）、工期、契約締結日

○ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名

○ 債権譲渡人が使用した印

④ 支払済の前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

⑤ 債権譲受人に対し、口頭、電話等により債権譲渡承諾申請に関し、直接意思確認が得られること。

(2) 債権譲渡契約証書の写し

① (1)の③及び④に関する記載事項が一致しているか。

② 下請負人が存在する場合において、第8条第1項に定める措置が講じられているか。また講じられていない場合は、「下請負人保護に関する特約条項」が添付されているか。

(3) 下請負人等不存在確認書

現場監督職員及び施行体制台帳（対象額以上の工事に限る）の確認により、下請負人等が明らかに存在しないか。

(4) 印鑑証明書（別表2に掲げるもの以外の事業協同組合のみ）

債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約証書（写）記載の所在地、名称、代表者及び使用した印が、印鑑証明書と一致しているか。

2 前項に定めるほか、次に掲げる事項について確認が得られたときに限り承諾するものとする。

(1) 債権譲渡人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がないものであること。

(2) 債権譲渡先が、承諾するに足る事業協同組合等又は金融機関等であること。

3 第1項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後概ね1週間以内に遅滞なく行うものとする。ただし、工事完成検査合格後における申請に対する承諾は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後速やかに行うものとする。

4 契約担任者は、第1項の規定により承諾を行ったときは、関係書類を契約関係図書に綴じるものとする。

5 債権譲渡の承諾後の中間前金払及び部分払に関する請求は次のとおりとする。

(1) 債権譲渡人は中間前金払及び部分払を請求することができない。

(2) 債権譲受人は中間前金払及び部分払を請求することができる。

6 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行ってはならない。

（債権譲渡の不承諾）

第7条 第5条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、契約担任者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した通知書（様式5）を交付するものとする。

（下請保護）

第8条 債権譲渡の承諾を行うに当たり、下請保護の観点から、以下の措置を講じるものとする。

(1) 債権譲渡契約証書締結時において、次に掲げる債権譲渡人倒産時におけるいずれかの措置が講じられていること。

なお、債権譲渡人の倒産時等の下請保護に関しては、債権譲渡人及び債権譲受人が責任をもって行うこととし、契約担任者は関与しないものとする。

ア 債権譲渡人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が契約担任者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、債権譲渡人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、債権譲渡人と債権譲受人の間で任意に定めるものとし、契約担任者は関与しないものとする。

イ 債権譲渡人の倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲受人は、債権譲受人が契約担任者から受け取る当該工事請負代金額から債権譲渡人への貸付金等を精算の上、残余の部分を債権譲渡人に代わって下請負人等に支払う旨の特約。

ただし、債権譲受人が別表2に掲げる者の場合は、同組織の事務体制にかんがみ、当分の間は、債権譲受人が契約担任者から受け取る当該工事請負代金額から債権譲渡人への貸付金等を精算の上、債権譲渡人の倒産による任意整理において、残余の部分を別表2に掲げる者が債権譲渡人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払う旨の特約についても、認めるものとする。

(2) 債権譲渡人は、下請負人が存在する場合においては、次に掲げる様式を提出すること。

ア 債権譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への「代金支払状況・支払計画書」（様式6）（以下「支払計画書」という。）を債権譲受人に提出すること。

イ 債権譲受人が別表2に掲げる者の場合で、前号ただし書きを適用する場合は、「誓約書」（様式6'）を併せて提出すること。

- 2 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、請負者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）を履行するために使用する下請負人（請負者と直接の契約関係を有する者であつて、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（請負者と直接の契約関係を有する者であつて法人個人を問わない。）とする。

（被担保債権）

第9条 債権譲渡は、将来債権譲渡人と債権譲受人との間で締結する金銭消費貸借契約等（工事請負契約を履行するための運転資金確保等のために行うもの。）に基づいて債権譲受人が債権譲渡人に対して取得する債権を担保するものであつて、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

（融資時の出来高確認）

第10条 融資時における譲渡債権担保価値の査定は、債権譲受人において行うこととし、契約担任者は担保価値の査定のための出来高確認は行わない。

- 2 債権譲受人において出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（様式7）を契約担任者に提出するものとする。
- 3 契約担任者は、前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があつた場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第6条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、契約担任者に融資実行報告書（様式8）に、下請負人が存在する場合においては第8条第1項第2号の支払計画書の写しを添付して提出するものとする。ただし、下請セーフティネット債務保証事業（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号通達の規定に基づく制度）を活用した債権譲渡にかかる融資については、当該支払計画書の写しについて、契約担任者への提出は必要ないものとする。

- 2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、債権譲渡人は、遅滞なく債権譲受人に変更後の契約書の写しを提出するものとする。
- 3 契約担任者は、融資実行報告書を受領した場合は、以降の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

（完成払）

第12条 完成払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に工事完成通知書（規則様式第16号）に工事記録等を添えて提出し、完成検査を受け、工事完成確認書（長崎県建設工事執行規則（以下「規則」という。）様式第20号）を受理した後でなければ行うことはできない。

- 2 債権譲渡人は、前項の確認書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に確認書の写しを提出しなければならない。
- 3 債権譲受人は、前項の確認書の写しを受理後、完成払請求書（規則様式第21号）1通を契約担任者に提出して完成払を請求するものとする。

（中間前金払）

第13条 中間前金払の請求は、あらかじめ債権譲渡人において契約担任者に認定請求書（規則様式第22号の2）により要件の認定を請求し、認定（調書）通知書を受理した後でなければ行うことはできない。

2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に通知書の写しに保証事業会社との間に締結した中間前金に関する保証契約の保証書を添付して提出しなければならない。

3 債権譲受人は、前項の通知書の写しを受理後、次の書類を契約担任者に提出して中間前金払を請求するものとする。

(1) 中間前金払請求書（規則様式第 22 号 4） 1 通

(2) 中間前金に関する保証契約の保証証書

4 第 1 項の認定請求は、第 11 条の融資実行後、工期（債務負担工事においては当該年度の工期）の 2 分の 1 を経過し当該工期内に実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗率が請負代金額（債務負担工事においては出来高予定額）の 2 分の 1 以上に達した後でなければ行うことができない。

（部分払）

第 14 条 部分払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に既済部分検査申込書（規則様式第 19 号）に工事記録等を添えて検査を申込みし、既済部分検査結果通知書（規則様式第 19 号の 2）を受理した後でなければ行うことはできない。

2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に通知書の写しを提出しなければならない。

3 債権譲受人は、前項の通知書を受理後、部分払請求書（規則様式第 23 号）1 通を契約担任者に提出して部分払を請求するものとする。なお、債権譲渡人の倒産等により、工事完成前に出来高部分を請求する場合においても当該請求書により請求するものとする。

（不正行為への措置）

第 15 条 債権譲渡人及び債権譲受人が長崎県に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担任者は、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

（様式類の整備）

第 16 条 本要領に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本要領に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用することとする。

（地域建設業経営強化融資制度に伴う債権譲渡）

第 17 条 地域建設業経営強化融資制度（平成 20 年 10 月 17 日付国総建第 197 号国総建整第 154 号）における債権譲渡の承諾をする場合には、「地域建設業経営強化融資制度の運用について」において別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 11 月 12 日から施行する。

この要領は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

別表（第 5 条第 2 項関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・長崎県建設工業協同組合・対馬建設業協同組合・長崎県財務規則第 115 条ただし書の知事が別に定める金融機関
（平成 14 年 9 月 6 日 長崎県告示第 1035 号）・長崎県信用保証協会 |
|---|

別表 2（第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 長崎県建設工業協同組合・ 対馬建設業協同組合 |
|---|

地域建設業経営強化融資制度の運用について

(目 的)

第1条 この運用は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を目的として、長崎県が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定により、国の地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号国総建整第154号）における債権譲渡の承諾をする場合についての取扱を定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。

(1) 前金払の支払いを受けた工事で、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められた工事。ただし、契約書第31条第2項の規定に基づく検査に合格した工事は、「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」（平成18年4月1日付）の規定による。

(2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事にあつては、次のア又はイに該当する工事

ア 債務負担行為に係る工事（以下「債務負担工事」という。）にあつては、前号の規定中「出来高」とあるの「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用する。ただし、2年度以降は各会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とする。

イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) 履行保証を付したもののうち、長崎県が役務保証を必要としない工事

(4) 請負者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

3 債権譲渡の承諾は1請負契約について1回とする。ただし、債務負担工事にあつては、各会計年度の出来高予定額について1回とする。

(債権譲渡人)

第4条 債権の譲渡人は、長崎県と契約を締結した中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）である元請企業（以下「債権譲渡人」という。）とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体（以下「JV」という。）は元請企業の範囲外とする。

(債権譲渡先)

第5条 工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は次に掲げる者に限るものとする。

- 1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業等を行い別表に掲げる者とする。
- 2 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行い別表に掲げる者とする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 債権譲渡人が契約担任者へ提出すべき書類

- | | |
|---------------------------------|----|
| ① 債権譲渡承諾依頼書（様式1-3） | 1通 |
| ② 債権譲渡契約証書の写し（任意様式。調印済のもの） | 1通 |
| ③ 受益の意思表示の写し（任意様式。調印済のもの） | 1通 |
| ④ 工事履行報告書（様式9） | 1通 |
| ⑤ 保険会社又は保証会社の必要な承諾を受けている旨を証するもの | 1通 |

※ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合のみ必要

(2) 債権譲渡人が債権譲受人へ提出すべき書類

- | | |
|-------------------|----|
| ① 支払状況・支払計画書（様式6） | 1通 |
| ② 誓約書（様式6'） | 1通 |

- 2 第1項の申請を行うときは、当該債権が譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないものでなければならない。

(債権譲渡の承諾)

第7条 債権譲渡の承諾は、前条第1項に基づく適正な債権譲渡承諾申請書等の提出を受けた後、契約担任者において第2条から第6条までの要件並びに次に掲げる事項について確認が

得られたときに限り、確定日付を記載した債権譲渡承諾書（様式２－１）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ１通を交付することにより行う。

この際、債権譲渡整理簿（昭和49年４月25日49監第187号「長崎県建設工事執行規則の施行について」様式第６号）に必要事項を記載し、保管するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書

- ① 本要領に定める様式を使用していること。
- ② J V案件の場合、J Vの名称、J Vの代表構成員及びその他の構成員全員の住所、氏名の記載があること。また、J Vの構成員に大企業が含まれていないこと。
- ③ 次の内容が契約書と一致していること。
 - 工事件名、工事場所、請負金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）、工期、契約締結日
 - 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名
 - 債権譲渡人が使用した印
- ④ 支払済の前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
- ⑤ 債権譲受人に対し、口頭、電話等により債権譲渡承諾申請に関し、直接意思確認が得られること。

(2) 債権譲渡契約証書の写し

(1)の③及び④に関する記載事項が一致しているか。

2 前項に定めるほか、次に掲げる事項について確認が得られたときに限り承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡先が、別表に掲げる者であること。
 - (2) 債権譲渡人の倒産等の兆候（１回目の手形不渡等）がないものであること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事でないこと。
 - (4) 前払金の支払いを受けた工事であること。
 - (5) 工事履行報告書（様式9）に基づき当該工事の実施工程の出来高が、2分の1以上に到達したことが確認できた場合。
- 3 第1項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後概ね1週間以内に遅滞なく行うものとする。
- 4 契約担任者は、第1項の規定により承諾を行ったときは、関係書類を契約関係図書に綴じるものとする。
- 5 債権譲渡の承諾後の中間前金払及び部分払に関する請求は次のとおりとする。
- (1) 債権譲渡人は中間前金払及び部分払を請求することができない。
 - (2) 債権譲受人は部分払のみを請求することができる。
- 6 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行ってはならない。

（債権譲渡の不承諾）

第8条 第6条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合には、契約担任者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した通知書（様式5）を交付するものとする。

（下請保護）

第9条 債権譲渡の承諾を行うに当たり、下請保護の観点から、以下の措置を講じるものとする。

1 債権譲渡人は、下請負人が存在する場合においては、次に掲げる様式を提出すること。

ア 債権譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への「代金支払状況・支払計画書」（様式6）（以下「支払計画書」という。）を債権譲受人に提出すること。

イ 「誓約書」（様式6'）を併せて提出すること。

2 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、請負者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約（以下「本件工事請負契約」という。）を履行するために使用する下請負人（請負者と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない）及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者（請負者と直接の契約関係を有する者であって法人個人を問わない。）とする。

（被担保債権）

第10条 債権譲渡は、将来債権譲渡人と債権譲受人との間で締結する金銭消費貸借契約書（工事請負契約を履行するための運転資金確保等のために行うもの。）に基づいて債権譲受人が債権譲渡人に対して取得する債権を担保するものであって、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

（融資時の出来高確認）

第11条 融資時における譲渡債権担保価値の査定は、債権譲受人において行うこととし、契約担任者は担保価値の査定のための出来高確認は行わない。

2 債権譲受人において出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（様式7）を契約担任者に提出するものとする。

3 契約担任者は、前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第6条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、契約担任者に融資実行報告書（様式8）を提出するものとする。

2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、債権譲渡人は、遅滞なく債権譲受人に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

- 3 契約担任者は、融資実行報告書を受領した場合は、以降の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

(完成払)

第13条 完成払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に工事完成通知書（規則様式第16号）に工事記録等を添えて提出し、完成検査を受け、工事完成確認書（長崎県建設工事執行規則（以下「規則」という。）様式第20号）を受理した後でなければ行うことはできない。

- 2 債権譲渡人は、前項の確認書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に確認書の写しを提出しなければならない。
- 3 債権譲受人は、前項の確認書の写しを受理後、完成払請求書（規則様式第21号）1通を契約担任者に提出して完成払を請求するものとする。

(部分払)

第14条 部分払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に既済部分検査申込書（規則様式第19号）に工事記録等を添えて検査を申込みし、既済部分検査結果通知書（規則様式第19号の2）を受理した後でなければ行うことはできない。

- 2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に通知書の写しを提出しなければならない。
- 3 債権譲受人は、前項の通知受理後、部分払請求書（規則様式第23号）1通を契約担任者に提出して部分払を請求するものとする。なお、債権譲渡人の倒産等により、工事完成前に出来高部分を請求する場合においても当該請求書により請求するものとする。

(不正行為への措置)

第15条 債権譲渡人及び債権譲受人が長崎県に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担任者は、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

(様式類の整備)

第16条 本運用に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類は、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領の様式とする。また、本運用に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本運用に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用することとする。

付則

この運用は、平成21年1月5日から施行する。

別表（第5条関係）

- ・長崎県建設工業協同組合
- ・対馬建設業協同組合
- ・北保証サービス(株)
- ・(株)建設経営サービス
- ・(株)建設総合サービス

(様式1-1) [工期途中による債権譲渡の場合(譲渡先が1者の場合)]

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者 様

(甲) 請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名称
代表者職氏名

印

請負者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金の融資等を行うとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由

2. 譲渡対象債権

(1) 工事名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工事場所

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額(又は出来高予定額)

金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円[平成 年 月 日現在見込額]

((8) = (5) - (6) - (7)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 融資実行等に関し必要な出来高確認は乙【乙及び丙】が行います。なお、乙【乙及び丙】は、本件工事請負契約に基づき貴殿が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。

5. 本件債権譲渡の承諾を得た後は、甲は工事請負契約に定められた中間前金払(部分払)は請求いたしません。

6. 本件に関する連絡先及び担当者

(1) 所属

(2) 電話番号

(3) 職氏名

(様式1-1) [工期途中による債権譲渡の場合(譲渡先が2者の場合)]

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者 様

(甲) 請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

(丙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

請負者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)及び〇〇〇〇(以下「丙」という。)に譲渡し、この両者が譲渡債権を準共有とすることにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙及び丙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金の融資等を行うとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由

2. 譲渡対象債権

(1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工 事 場 所

(4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額(又は出来高予定額)

金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円[平成 年 月 日現在見込額]

((8) = (5) - (6) - (7)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 融資実行等に関し必要な出来高確認は乙【乙及び丙】が行います。なお、乙【乙及び丙】は、本件工事請負契約に基づき貴殿が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。

5. 本件債権譲渡の承諾を得た後は、甲は工事請負契約に定められた中間前金払(部分払)は請求いたしません。

6. 本件に関する連絡先及び担当者

(1) 所 属

(2) 電話番号

(3) 職 氏名

(様式1ー2) [完成検査後の債権譲渡の場合 (譲渡先が1者の場合)]

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名称
代表者職氏名

印

請負者 (以下「甲」という。) が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) に譲渡することにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由

2. 譲渡対象債権

- (1) 工 事 名
- (2) 契約締結日 年 月 日
- (3) 工 事 場 所
- (4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで
- (5) 請負代金額 (又は出来高予定額)
金 円
- (6) 支払済前払金額 金 円
- (7) 支払済部分払額 金 円
- (8) 債権譲渡額 金 円

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 本件に関する連絡先及び担当者

- (1) 所 属
- (2) 電話番号
- (3) 職 氏名

(様式1-2) [完成検査後の債権譲渡の場合(譲渡先が2者の場合)]

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

(丙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

請負者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)及び〇〇〇〇〇(以下「丙」という。)に譲渡し、この両者が譲渡債権を準共有とすることにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由

2. 譲渡対象債権

(1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工 事 場 所

(4) 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額(又は出来高予定額)

金 円

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 本件に関する連絡先及び担当者

(1) 所 属

(2) 電話番号

(3) 職 氏名

債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名称
代表者職氏名

印

請負者(以下「甲」という。)が貴殿に対して有する下記の工事請負代金債権を、〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、建設工事請負契約第5条第1項ただし書きに規定する承諾をいただきますよう依頼します。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金の融資等を行うとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。

なお、建設工事請負契約書に定められた「かし担保責任」は、当然のことながら甲に留保されていることを申し添えます。

記

1. 債権譲渡理由 地域建設業経営強化融資制度を利用するため

2. 譲渡対象債権

(1) 工事名

(2) 契約締結日 年 月 日

(3) 工事場所

(4) 工期 年 月 日から 年 月 日まで

(5) 請負代金額(又は出来高予定額)

金 円(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

(6) 支払済前払金額 金 円

(7) 支払済部分払額 金 円

(8) 債権譲渡額 金 円(平成 年 月 日現在見込額)

((8) = (5) - (6) - (7)) (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

3. 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないことを念のため申し添えます。

4. 融資実行等に関し必要な出来高確認は乙【乙及び丙】が行います。なお、乙【乙及び丙】は、本件工事請負契約に基づき貴殿が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。

5. 本件債権譲渡の承諾を得た後は、甲は工事請負契約に定められた中間前金払(部分払)は請求いたしません。

6. 本件に関する連絡先及び担当者

(1) 所属

(2) 電話番号

(3) 職氏名

(様式2-1) [工期途中による債権譲渡の場合(譲渡先が1者の場合)]

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

(譲渡人) 様
(譲受人) 様

発注者 契約担任者

印

年 月 日付けで依頼があった下記工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、長崎県建設工事標準請負契約書第5条第1項ただし書の規定に基づき承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の「かし担保責任」が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人は工事請負契約書に定められた中間前金払(部分払)は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 契約金額(又は出来高予定額) 円
- (5) 既受領金額 円(前払金等の合計額)

2. 債権額 円

3. 留意事項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡しした出来形部分に相應する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分の相應する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書2.(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とする。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金等及び譲渡人倒産時の当該工事に係る下請人等の債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- (4) 本件契約以外の契約により発生する発注者の譲渡人に対する請求権があるときは、発注者は、当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (5) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。
- (6) 譲渡人倒産時の下請人等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- (7) その他、譲渡人及び譲受人は、債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付欄

(様式2-1) [工期途中による債権譲渡の場合(譲渡先が2者の場合)]

債権譲渡承諾書

第 号
年 月 日

(譲渡人) 様
(譲受人) 様
(譲受人) 様

発注者 契約担任者

印

年 月 日付けで依頼があった下記工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、長崎県建設工事標準請負契約書第5条第1項ただし書の規定に基づき承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の「かし担保責任」が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人は工事請負契約書に定められた中間前金払(部分払)は、本承諾以降は請求できないものとする。

記

1. 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工 事 名
- (2) 工 事 場 所
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 契約金額(又は出来高予定額)

円

- (5) 既受領金額 円(前払金等の合計額)

2. 債 権 額

円

3. 留 意 事 項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分の相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書2.(5)及び(8)の金額は変更契約後の金額とする。

- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金等及び譲渡人倒産時の当該工事に係る下請人等の債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。
- (4) 本件契約以外の契約により発生する発注者の譲渡人に対する請求権があるときは、発注者は、当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (5) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。
- (6) 譲渡人倒産時の下請負人等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。
- (7) その他、譲渡人及び譲受人は、債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付欄

(様式2-2) [完成検査後の債権譲渡の場合(譲渡先が1者の場合)]

債 権 譲 渡 承 諾 書

第 号
年 月 日

(譲渡人) 様
(譲受人) 様

発 注 者 契約担任者

印

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の「かし担保責任」が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

1. 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 契約金額 (又は出来高予定額) 円
- (5) 既受領金額 円 (前払金等の合計額)

2. 債 権 額 円

3. 留 意 事 項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、請負代金額から工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 本件契約以外の契約により発生する発注者の譲渡人に対する請求権があるときは、発注者は、当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (4) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。
- (5) その他、譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確 定 日 付 欄

(様式2-2) [完成検査後の債権譲渡の場合 (譲渡先が2者の場合)]

債 権 譲 渡 承 諾 書

第 号
年 月 日

(譲渡人) 様
(譲受人) 様
(譲受人) 様

発 注 者 契約担任者

印

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の「かし担保責任」が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

記

1. 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工 事 名
- (2) 工事場所
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 契約金額 (又は出来高予定額)

円

- (5) 既受領金額 円 (前払金等の合計額)

2. 債 権 額 円

3. 留 意 事 項

- (1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、請負代金額から工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。
- (2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて発注者に別紙の融資等実行報告書を提出すること。
- (3) 本件契約以外の契約により発生する発注者の譲渡人に対する請求権があるときは、発注者は、当該請求権に基づく金額を、代金額から控除することができるものとする。
- (4) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。
- (5) その他、譲渡人及び譲受人は、上記債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確 定 日 付 欄

◆ 下請負人保護に関する特約条項 ◆

第1条 (被担保債権)

債権譲渡は、将来 <債権譲渡人> (以下、「甲」という。)と <債権譲受人> (以下、「乙」という。)間で締結する(例えば「金銭消費貸借契約」)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下、「乙の債権」という。)を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権(以下、「下請債権」という。)を担保するものになされるものであって、乙が甲に対して有する乙の債権以外の債権を担保するものではない。

- 2 前項の下請負人とは、甲が本件請負工事を履行するために使用する工事業者(法人、個人を問わない)または資材納入業者(法人、個人を問わない)で、第4条にしたがって受益の意思表示をした者をいう。

第2条 (被担保債権の優劣)

(文例1)

被担保債権の中に乙の債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。

- 2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

(文例2)

被担保債権の中に乙の債権と下請債権とがあるときには乙の債権が優先し、下請負人は、乙の債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

- 2 (上記第2項と同文)

第3条 (譲渡債権の請求)

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、下請負人は <契約担任者> (以下「丙」という。)に対して直接支払を求めることができない。

第4条 (弁済の充当等)

乙が前条により受領した金銭について、乙の債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、乙の債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。
- 3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙が丙から受領した金銭については、乙の債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。
 - (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 5 乙の債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第5条 (協力義務)

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に

協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第6条（受益の意思表示）

下請負人は、乙に対して、本特約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第4条第2項の場合、乙が甲に対して乙の債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第7条（説明請求）

下請負人は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第8条（合意解約の禁止）

甲と乙とは、下請負人が第3条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者署名押印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住 所
 商 号
 代表者名

契約書
使用印

債権譲受人（乙） 住 所
 名 称
 代表者名

印

◆ 下請負人保護に関する特約条項 ◆

第1条 (被担保債権)

債権譲渡は、将来 <債権譲渡人> (以下、「甲」という。) <債権譲受人1> (以下、「乙」という。) 及び <債権譲受人2> (以下「丙」という。) 間で締結する(例えば「金銭消費貸借契約」)に基づいて乙及び丙が甲に対して取得する債権(以下、「乙及び丙の債権」という。)を担保するため、並びに甲が本件工事請負契約を履行するために使用する下請負人が、甲に対し、本件請負工事について現在有し及び将来確定し取得することあるべき下請工事代金債権または資材納入にかかる売掛債権(以下、「下請債権」という。)を担保するためになされるものであって、乙及び丙が甲に対して有する乙及び丙の債権以外の債権を担保するものではない。

- 2 前項の下請負人とは、甲が本件請負工事を履行するために使用する工事業者(法人、個人を問わない)または資材納入業者(法人、個人を問わない)で、第4条にしたがって受益の意思表示をした者 をいう。

第2条 (被担保債権の優劣)

(文例1)

被担保債権の中に乙及び丙の債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙及び丙は、下請負人への支払をしたその残額について乙及び丙の債権への弁済に充当することができる。

- 2 下請債権が二つ以上あるときには、債権額に応じた按分比例その他乙及び丙が公平と認める方法によって支払をするものとし、下請負人は、支払の結果について異議を申し立てることができない。

(文例2)

被担保債権の中に乙及び丙の債権と下請債権とがあるときには乙及び丙の債権が優先し、下請負人は、乙の債権の弁済に充当した残額について、支払を受けることができる。

- 2 (上記第2項と同文)

第3条 (譲渡債権の請求)

譲渡債権の請求及び受領は乙及び丙がこれを行い、下請負人は <契約担任者> (以下「丁」という。) に対して直接支払を求めることができない。

第4条 (弁済の充当等)

乙及び丙が前条により受領した金銭について、乙及び丙の債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は、以下のとおり行う。

- 2 甲が、丁との本件工事請負契約を完全に履行し、乙及び丙が丁から譲渡債権全額を受領した場合は、乙及び丙は、乙及び丙の債権への弁済に充当した残額を直ちに甲に返還し、下請負人への支払は甲の責任において行う。
- 3 甲に、以下の事由が生じた場合は、工事完成の如何を問わず、乙及び丙が丁から受領した金銭については、乙及び丙の債権への弁済の充当並びに下請負人への支払は乙及び丙の計算において行う。この場合、下請人に支払をするときは、乙及び丙は甲に対して事前に通知するものとする。
- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合
- 4 弁済期が到来していない債権があるとき、乙及び丙の債権への弁済の充当並びに下請負人への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。
- 5 乙及び丙の債権への弁済の充当並びに下請負人へ支払をしたときは、乙及び丙は甲に通知する。

なお、残額があるときは、乙は甲に、その残額を引き渡さなければならない。

第5条 (協力義務)

乙及び丙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は下請負人への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙及び丙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第6条（受益の意思表示）

下請負人は、乙及び丙に対して、本特約の各条項を承認したうえで、 年 月 日までに、甲と連署した書面により、下請債権を被担保債権とする第4条の担保権の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 下請負人が前項の意思表示を行った場合、甲、乙及び丙は、その権利を損なう行為をすることができない。

3 第4条第2項の場合、乙及び丙が甲に対して乙の債権への弁済充当後の残額を甲に返還したときは、下請負人は、乙及び丙に対して下請債権の請求をすることはできない。

第7条（説明請求）

下請負人は、乙及び丙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第8条（合意解約の禁止）

甲、乙及び丙とは、下請負人が第3条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解約することができない。

この契約を証するため本書3通を作成し、当事者署名押印のうえ、各々1通を所持する。

年 月 日

債権譲渡人（甲） 住 所
商 号
代表者名

契約書
使用印

債権譲受人（乙） 住 所
名 称
代表者名

印

債権譲受人（丙） 住 所
名 称
代表者名

印

(様式4) (譲渡先が1者の場合)

下請負人不存在確認書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

今回、工事請負代金の債権譲渡承諾依頼を行った下記工事については、下請負人が存在しないことを確認しました。

記

1. 工 事 名

2. 契約締結日 年 月 日

3. 工事場所

4. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

5. 請負代金額 (又は出来高予定額)

金 円

(様式4) (譲渡先が2者の場合)

下請負人不存在確認書

年 月 日

契約担任者様

(甲) 請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

(乙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

(丙) 譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

今回、工事請負代金の債権譲渡承諾依頼を行った下記工事については、下請負人が存在しないことを確認しました。

記

1. 工事名

2. 契約締結日 年 月 日

3. 工事場所

4. 工期 年 月 日から 年 月 日まで

5. 請負代金額 (又は出来高予定額)

金 円

(様式5) (譲渡先が1者の場合)

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

(甲) 請負者・譲渡人

(乙) 譲受人

あて

契約担当者

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

2 承諾しない理由

(記載例)

- 締結済の債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- 本件工事については、履行期限が○年○月○日であるところ、ここ数週間に渡り正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。

(様式5) (譲渡先が2者の場合)

債権譲渡不承諾通知書

第 号
年 月 日

(甲) 請負者・譲渡人

(乙) 譲受人

(丙) 譲受人

あて

契約担当者

年 月 日に提出された下記1記載の工事に係る債権譲渡承諾依頼については、下記2記載の理由により承諾できません。

記

1 (1) 工 事 名

(2) 契約締結日 年 月 日

2. 承諾しない理由

(記載例)

- 締結済の債権譲渡契約証書の写しの提出がないため。
- 本件工事については、履行期限が○年○月○日であるところ、ここ数週間に渡り正当な理由なく作業が中止されており、現在までの工事進捗状況等から判断して履行期限までに工事が完了しない恐れがあるため。

(様式 6)

支払状況・支払計画書

平成 年 月 日

御中

注者名

事名

約金額

(構成員)

契約書
使用印

工事代金支払項目			全所要数量		支払済み		支払予定		支払先	
請工種又は材料名			全所要金額		月日	金額	月旬	金額	(名称/所在地/電話)	
下請代金 2資材代金									<名称>	
1	2			千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<所在地>	
									<電話>	
1	2							千円	<名称>	
1				千円					<	

ご注意)

支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。

上旬：1～10日 中旬：11日～20日 下旬：21～月末

(様式6')

誓 約 書

年 月 日

長崎県建設工業協同組合

様

債 務 者
(債権譲渡人)

貴組合から、今般、金 円也を借用するにあたり、別紙支払状況
・支払計画書のとおり、支払を行うことを誓約いたします。なお、貴組合より下請人等への支払の
証拠書類を求められた時は協力いたします。

(様式7)

工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

契約担当者様

債権譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号をもって債権譲渡の承諾を受けた下記工事について、融資等を行うにあたり、同工事の出来高を確認する必要がありますので、工事現場への立ち入りについて協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 工 事 名

2. 施 工 業 者 名

3. 現場立入希望日時 年 月 日 時 分 から 時 分

4. 連 絡 先 電 話
担当者指名

(様式8) (譲渡先が1者の場合)

融資等実行報告書

年 月 日

契約担当者様

請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

譲受人 所在地
名 称
代表者職氏名

印

譲渡人が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、譲渡人、譲受人間において当該譲渡債権を担保とする (例：金銭消費貸借) 契約を 年 月 日付けで締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、 (例：金銭を貸し渡し)、譲渡人はこれを受け取りましたので、譲渡人、譲受人連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記口座にお振込下さい。
なお、本件融資等に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4. (1) 請負代金額 (又は出来高予定額)

金

円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

— (2) 支払済前払金額 金

円

— (3) 支払済中間前払

金額及び部分払額 金

円

(4) 債権譲渡額 金

円 [平成 年 月 日現在見込額]

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

[承諾番号]

[振込口座]

(1) 振込希望金融機関名 ○○銀行△△本(支)店
(2) 預金の種別、口座番号 ××預金 ××××××××
(3) 口座名義 (ふりがな)
××××

(様式8) (譲渡先が2者の場合)

融 資 等 実 行 報 告 書

年 月 日

契 約 担 当 者 様

請負者・譲渡人 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

契約書
使用印

譲 受 人 所 在 地
名 称
代表者職氏名

印

譲 受 人 所 在 地
名 称
代表者職氏名

印

譲渡人が貴殿に対して有する下記債権の譲渡につき 年 月 日付けでご承諾いただきましたが、譲渡人、
譲受人間において当該譲渡債権を担保とする (例：金銭消費貸借) 契約を 年 月 日付けで
締結し、当該契約に基づき譲受人は譲渡人に対して、 (例：金銭を貸し渡し)、譲渡人はこれを受け取りまし
たので、譲渡人、譲受人連署のうえ報告します。下記工事請負代金につきましては、今後は乙の下記口座にお振込下さい。

なお、本件融資等に際し、譲渡人は譲受人に当該工事における下請への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、
譲受人はこれを確認しました。

記

[譲渡債権の表示]

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 工 期 年 月 日から 年 月 日まで

4. (1) 請負代金額 (又は出来高予定額)

金

円 (ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

ー (2) 支払済前払金額 金

円

ー (3) 支払済中間前払
金額及び部分払額 金

円

(4) 債権譲渡額 金

円 [平成 年 月 日現在見込額]

(ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による)

[承諾番号]

[振込口座]

(1) 振込希望金融機関名 ○○銀行△△本(支)店

(2) 預金の種別、口座番号 ××預金 ××××××××

(3) 口 座 名 義 (ふりがな)

××××

(様式9) [地域建設業経営強化融資制度を利用の場合]

工事履行報告書

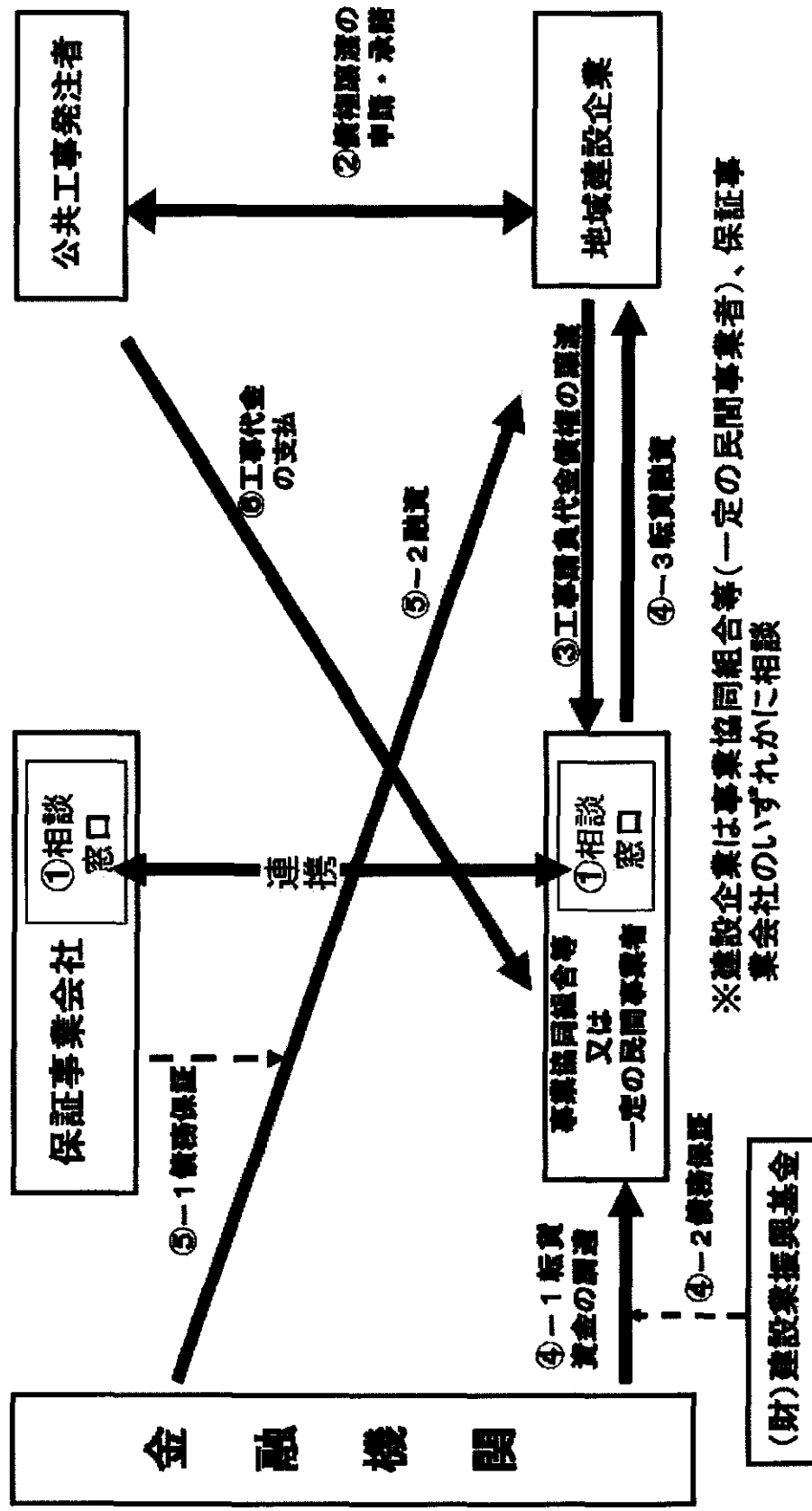
工 事 名	〇〇〇〇工事		
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日		
月 別	予 定 工 程 %	実 施 工 程 %	備 考
平成〇〇年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
平成〇〇年 月			
月			
月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

予定工程：当初契約時に提出の工程表に対応する予定工程

地域建設業経営強化融資制度

建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業の金融の円滑化を推進。



※建設企業は事業協同組合等(一定の民間事業者)、保証事業会社のいずれかに相談

※建設企業は発注者の承諾を得て事業協同組合等(一定の民間事業者)に対する債権譲渡

※建設業振興基金の債務保証と保証事業会社の債務保証を合わせることにより、出来高を超える部分を含め融資